

# 議員定数訴訟に関する主な最高裁判決及び定数配分規定改正の推移

衆議院

年	該当選挙 有権者数比率	判決、定数配分規定改正	摘要
S25		公職選挙法制定当時 [1:1.51]	
S39		定数配分規定改正 (19 増)	最大較差が 1 対 3.55 に達し批判が強くなったため是正
S47	第 33 回総選挙 [1:4.99]		
S50		定数配分規定改正 (20 増)	翌年の最高裁判決を先取りした形で是正
S51'		⇒最大判 S51. 4. 14 (違憲)	衆議院議員定数訴訟において、最高裁が初めて違憲と判示。投票価値の平等を憲法上の要請と認め、議員定数不均衡を違憲とした。ただ、事情判決の法理により、選挙を無効とせず違憲の宣言にとどめる判決を下した。
S55	第 36 回総選挙 [1:3.94]		
S58	第 37 回総選挙 [1:4.40]		
S60		⇒最大判 S58. 11. 7 (違憲状態)	1 対 3 までの格差を許容する趣旨と一般に解されている。
S61	第 38 回総選挙 [1:2.92]		
S63		⇒最大判 S60. 7. 17 (違憲)	事情判決の法理により、選挙を無効とせず違憲の宣言にとどめる判決を下した。
H2	第 39 回総選挙 [1:3.18]		
H4		定数配分規定改正 (9 増 10 減)	最大較差が 1 対 3.38(H2 国勢調査) になったので是正
H5	第 40 回総選挙 [1:2.82]		
H6		⇒最大判 H5. 1. 20 (違憲状態)	是正のための合理的期間を経過しておらず、違憲と断定できないとした。
H7		定数配分規定改正 (小選挙区制)	衆議院、小選挙区比例代表並立制導入
H8	第 41 回総選挙 [1:2.32]		
H11		⇒最一小判 H7. 6. 8 (合憲)	衆議院中選挙区制下の最後の最高裁判決
H12	第 42 回総選挙 [1:2.47]		
H13		⇒最大判 H11. 11. 10 (合憲)	より厳しい審査を主張する 5 判事の反対意見。「一人別枠方式」を容認。
H14		⇒最三小判 H13. 12. 18 (合憲)	平成 11 年の最高裁判決に依拠して合憲判決
H17	第 44 回総選挙 [1:2.17]		
H19		⇒最大判 H12. 12. 18 (合憲)	H 12 国勢調査に基づく衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に従ったもの
H21	第 45 回総選挙 [1:2.30]		
H23		⇒最大判 H17. 6. 13 (合憲)	「一人別枠方式」を含む選挙基準は国会の裁量の範囲を逸脱しているとは言えないと判断 (反対意見・「一人別枠方式」に否定的な意見あり)
H24	第 46 回総選挙 [1:2.43]		
H25		⇒最大判 H21. 11. 10 (合憲)	比較をもたらず要因の一つである「一人別枠方式」に今日では合理性が認められないと判断。
H26	第 47 回総選挙 [1:2.13]		
H27		⇒最大判 H24. 3. 23 (違憲状態)	「一人別枠方式」廃止
H28		⇒最大判 H25. 11. 20 (違憲状態)	投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、14 条 1 項等に反するということではない。
		⇒最大判 H26. 11. 25 (違憲状態)	投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、14 条 1 項等に反するということではない。
		定数配分規定改正 (0 増 6 減)	H28.5.20 成立。これに基づく区割りを区割り審で審議中。H32 国勢調査後からアダムズ方式を導入。

<定数配分は立法政策の問題 ( 参：初期 参照) >

衆：第 I 期

- 昭和 51 年判決
  - ・「投票価値の平等」が憲法上の要請であるとした最初の最高裁判決
  - ・選挙制度は、国民の意見・利害の公正かつ効果的な反映や、政治における安定の要請も考慮し、国の事情に即して具体的に決定

中選挙区制での判決  
(上記昭和 51 年判決の枠組みの下での判決)

衆：第 II 期

小選挙区比例代表並立制導入後の判決

- 特に「一人別枠方式」の合憲性について
- 平成 11・13・19 年判決：一人別枠方式は国会の裁量の範囲を逸脱することはできない。

- 平成 23 年判決
  - ・地域性への配慮は、投票価値の不平等を導く理由とはならない
  - ・一人別枠方式は、選挙制度改革下の激変緩和措置にすぎず、小選挙区比例代表並立制の定着後はその合理性は失われた

参議院

年	該当選挙 有権者数比率	判決、定数配分規定改正	摘要
S22			参議院議員選挙法を制定 [1:2.62]
S37	第6回通常選挙 【1:4.09】		
S39		⇒最大判 S39.2.5 (合憲)	投票価値の平等は憲法上「望ましい」けれども、「選挙人の選挙権の享有に極端な不平等を生じさせる」場合でないかぎり、定数配分は「立法政策の問題」とした。
S52	第11回通常選挙 【1:5.26】		
S58		⇒最大判 S58.4.27 (合憲)	参議院の地方区(旧)の地域代表的性格という特殊性を重視し、かつ、立法府の裁量権を広く認める。
S61	第14回通常選挙 【1:5.85】		
S63		⇒最二小判 S63.10.21 (合憲)	参議院の特殊性(地域代表的性格など)を強調
H4	第16回通常選挙 【1:6.59】※1		
H6		選挙区定数配分規定改正(8増8減[1回の選挙では4増4減])	選挙区間における議員一人当たり最大較差が1対6.48(H2国勢調査)となり、またS58最高裁判決の指摘を踏まえ是正
H7	第17回通常選挙 【1:4.97】※2		
H8		※1⇒最大判 H8.9.11 (違憲状態) ※2⇒最大判 H10.9.2 (合憲)	参議院議員定数訴訟において、最高裁として初めて違憲状態と判示
H10	第18回通常選挙 【1:4.98】		
H12		選挙区定数配分規定改正(6減[1回の選挙では3減]) ⇒最大判 H12.9.6 (合憲)	参議院比例代表選挙を非拘束名簿式に改正 追加反対意見を述べた福田判事は「立法府の決定をほぼ自動的に追認する機関と化した」司法の現状を厳しく批判
H13	第19回通常選挙 【1:5.06】		
H16		⇒最大判 H16.1.14 (合憲)	6判事が違憲。合憲の4判事も「仮に次回選挙でもなお漫然と現在の状況が維持されたままなら、違憲判断の余地は十分にある」旨警告
H18	第20回通常選挙 【1:5.13】		
		選挙区定数配分規定改正(4増4減[1回の選挙では2増2減]) ⇒最大判 H18.10.4 (合憲)	選挙区間における議員一人当たりの最大較差が1対5.18(H17国勢調査速報値)となり、またH16最高裁判決の指摘を踏まえ是正 「今後も国会においては投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそう」と判示。
H19	第21回通常選挙 【1:4.86】		
H21		⇒最大判 H21.9.30 (合憲)	「最大較差の大幅な縮小を図ろうとすれば、現行の選挙制度の仕組みの見直しが必要」と指摘。参議院の在り方をも踏まえた制度の見直しの検討を求めた。
H22	第22回通常選挙 【1:5.00】		
H24		選挙区定数配分規定改正(4増4減[1回の選挙では2増2減]) ⇒最大判 H24.10.17 (違憲状態)	選挙区間における議員一人当たりの最大較差が1対5.12(H22国勢調査確定値)となり、またH21最高裁判決の指摘を踏まえ是正 「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式を改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直し立法的措置を講ずる必要がある」と判示
H25	第23回通常選挙 【1:4.77】		
H26		⇒最大判 H26.11.26 (違憲状態)	都道府県単位の制度の見直しの必要について判示。 違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが「本件選挙までの間に、更に定数配分規定の改正がされなかったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない」旨判示
H27		選挙区定数配分規定改正(4県2合区を含む10増10減[1回の選挙では5増5減])	選挙区間における議員一人当たりの最大較差が1対4.75(H22国勢調査確定値)となり、またH26最高裁判決の指摘を踏まえ是正
H28	第24回通常選挙 【1:3.08】		

定数配分は立法政策の問題

参：初期

参：第I期

○昭和58年判決

衆議院についての昭和51年判決を受けて、「投票価値の平等」を憲法上の要請としながらも、参議院については

- ・選挙区選出議員の都道府県代表的性格
  - ・半数改選による制約
- に言及

参：第II期

○平成24年判決

- ・参議院の役割の増大／衆参同質的な選挙制度／衆議院は較差2倍未満
- ・参議院であるがゆえに投票価値の平等が後退してよいとは解しがたい
- ・都道府県単位の配分の仕組み自体の見直しについて言及